

海難審判所 審判官・理事官の募集

1. 職種

審判官【海難審判を主宰し、裁決を行う。】

理事官【海難を調査し、審判開始の申立てを行い、審判に立会い、裁決を執行する。】

2. 配属先

各地方海難審判所（函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎、那覇）

3. 待遇

一般職の国家公務員【行政職(一)】 65歳定年

4. 応募資格

昭和37年4月2日以降に生まれた者で、次の要件に該当する者

一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）の免許を受けた後、2年以上、次のいずれかの船舶の船長又は機関長の経歴を有する者

- ① 近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶
- ② 第三種の従業制限を有する漁船
- ③ 総トン数1000トン以上の船舶

5. 採用予定数

若干名

6. 採用予定日

平成29年10月1日～平成30年4月1日（採用時期については相談に応じます）

7. 応募方法

下記の書類等を郵送（直接持参も可）

(1) 履歴書（市販のもの可。写真貼付）

(2) 上記4. の応募資格を証明するもの

(3) 「審判官・理事官を志望するにあたって」と題する小論文（800文字以内）

※提出先 海難審判所総務課総務係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話 03-5253-8821（内線55113又は55114）

締切日 平成29年6月30日(金) 必着

8. 選考方法

(1) 一次選考【書類審査】

(2) 二次選考【面接試験】

面接日時：一次選考合格者に別途お知らせします。

面接場所：海難審判所等

(3) 合格通知 採用予定日の1ヶ月以上前を目途に本人あて通知

9. 給与等

「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき支給します。

基本給 317,700円 ～ 409,400円（経歴、実務経験等により決定します。）

特別調整額 月額72,700円

地域手当 基本給、特別調整額及び扶養手当の合計額に地域毎の支給割合を乗じた額を支給

扶養手当 要件を満たす被扶養者について支給

通勤手当 実費（月額上限55,000円）

住居手当 賃貸の場合、家賃の一部を支給（月額上限27,000円）

期末手当・勤勉手当 6月・12月に支給

昇給 年1回

退職手当 最低6ヶ月以上勤務した場合に支給

10. その他

- (1) 履歴書等は、合否の結果にかかわらずお返しできません。
- (2) 現在会社等に勤務している者は、採用にあたって所属する会社等の同意書が必要となります。
- (3) 日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定に該当する者は、応募できません。

お問い合わせ：海難審判所総務課総務係

電話 03-5253-8821（内55113又は55114）